

刈取り前に被害申告を

フェーンによる酷暑と降雨不足で地域的に干害や登熟不良が心配されています。干害や高温障害等により一定の基準を超える減収等が見込まれる場合は、刈取り前に被害申告をお願いします。

申告基準

半相殺方式

8割補償

◎加入者ごとに、被害耕地の減収量の合計が総基準収穫量の**1.5割**を超えると見込まれる場合

全相殺方式

9割補償

◎加入者ごとに、基準収穫量の**1割**を超える減収が見込まれる場合

品質方式

9割補償

◎加入者ごとに、品質を加味した基準生産金額の**1割**を超える減少が見込まれる場合

地域インデックス方式

9割補償

◎加入者ごとに、当年の統計単収が基準収穫量の**1割**を超える減収が見込まれる場合

ご自身の加入方式をご確認ください。



※ 全方式共通 ※

一筆半損特約に加入されている方は、一筆(耕地)ごとに5割以上の減収が見込まれる場合

申告方法

半相殺方式の場合

被害が発生した際は、直接NOSAIまでご連絡ください。

氏名、被害耕地の地名地番、品種名、災害の種類、申告収穫量、収穫予定日をお伝えください。NOSAIで損害通知書兼野帳を作成します。

「申告収穫量」につきましては、重要な項目になりますので、被害耕地がどのくらい収穫できるのかお伺いします。

全相殺・品質・地域インデックス方式の場合

7月末に配布しました「水稲共済関係書類」に同封の損害通知書兼野帳に必要事項をご記入の上、返信用封筒でNOSAIへ提出してください。

書類を紛失した場合は、再発行しますのでNOSAIへご連絡ください。

稲刈り済みの場合は、損害評価をすることが出来ませんのでご注意ください

● お問い合わせ先

新潟県農業共済組合 魚沼支所

事業第1課

☎ 025-793-7930 (小千谷市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町の方)

中魚沼NOSAIセンター

☎ 025-752-2264 (十日町市、津南町の方)